

墨田区シルバーピア条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月28日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第17号

## 墨田区シルバーピア条例の一部を改正する条例

墨田区シルバーピア条例（平成9年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（整備基準）

第3条の2 区は、周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう考慮してシルバーピア及び共同施設（以下「シルバーピア等」という。）を整備するものとする。

- 2 区は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、使用者等にとって便利で快適なものとなるようにシルバーピア等を整備するものとする。
- 3 区は、シルバーピア等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、シルバーピア等の整備に関する基準は、墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるところによる。

第5条第1項中「墨田区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同条第2項第5号中「の規定に基づく」を「に規定する」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「ことの」を「ことが」に改め、同項第4号中「令第6条第5項第1号に定める金額」を「月額21万4,000円」に改め、同条第3項中「当該職員をして、当該使用申込者に面接させ、その」を「面接等の方法により、当該使用申込者の」に、「ことの」を「ことが」に、「させる」を「する」に改め、同条第5項中「すべて」を「全て」に、「ことの」を「ことが」に改める。

第9条第1項第1号中「の連署する」を「が連署する」に改める。

第16条第1項中「シルバーピア及び共同施設」を「シルバーピア等」に改め、同条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第36条第1項第4号中「き損」を「毀損」に改める。

第38条第1項中「シルバーピア及び共同施設」を「シルバーピア等」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。